

| 現 行   | 更新の方向性と構成案  | 主な意見等  |
|---|---|--|
| <p>序 神戸らしい都市景観の形成をめざして</p> <p>前 文</p> <p>1 都市景観形成基本計画の目的と構成</p> <p>1 目的と位置付け</p> <p>2 内容と構成</p>   | <p>序 章</p> <p>■ はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「S57基本計画」以降の景観施策の変遷（重要建築物、夜間景観、景観法、景観まちづくり等）</li> <li>・基本計画更新の背景と目的（現行計画の評価、策定後40年間の時代の変化、基本計画・夜間計画・指針の整理統合等）</li> </ul> <p>■ 計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章、第2章、第3章の概要</li> </ul>  |  |
| <p>第I部 都市景観の形成のための基本方針</p> <p>2 基本目標</p> <p>3 都市景観の類型と景観資源</p> <p>4 都市景観の形成に取り組む基本姿勢</p>  | <p>第1章 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「神戸らしい景観づくりの指針（H24）」「夜間景観形成基本計画（H16）」を加味</li> <li>・「新たな展開について（S63答申）」にも配慮</li> </ul> <p>■ 基本目標</p> <p>① 個性ある都市空間の発掘・創造(都市の顔づくり) ② 生活環境の質的向上(アメニティの追求)</p> <p>③ 魅力ある産業環境の創出(都市環境の活性化) ④ 歴史的環境の保全(伝統文化の再認識)</p> <p>⑤ 市民文化としての都市景観(市民意識の高揚) (現行5項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の5つの基本目標各々に、神戸らしい景観づくりの指針のめざす将来像「豊かな情景が暮らしを彩り、人をひきつけるまち」の視点・方向性を付加</li> <li>・現行の5つの基本目標各々に、夜間景観形成基本計画の基本目標・基本方針を付加</li> <li>・現行の5本柱は維持するものの、付加される項目に合わせて文言を訂正（「産業環境」「市民意識の高揚」などの言葉づかいを整理）</li> </ul> <p>■ 基本姿勢</p> <p>① 都市空間の領域構成 ② まもる・そだてる・つくる ③ 住民参加による景観形成 (現行3項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市空間の領域構成」「まもる・そだてる・つくる」については現行のまま</li> <li>・「住民参加による景観形成」を「施策の総合化、主体の多様化(案)」として拡充</li> <li>※ 「住民参加」⇒「住民主体」⇒「主体の多様化」</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5本柱を維持しながら、付加する項目に合わせて、今もしくは次の30年を見据えた文言に訂正すべき</li> <li>・①「都市空間の領域構成」は、物理的なものだけでなく、管理や使い方などマネジメントの観点も必要</li> <li>・②「まもる・そだてる・つくる」は、そのまま継承したうえで、持続性の観点を入れるべき。そのキーワードは「つなぐ」</li> <li>・景観形成の主体と役割が多様化していること、空間やその使い方も多様化していることについては、基本姿勢の③「住民参加による景観形成」の部分に入れ込んでいくのがよい</li> </ul> |
| <p>第II部 景観類型別の景観形成計画<br/>／ストラクチャープラン</p> <p>5 眺望型景観／眺望型景観形成計画</p> <p>6 環境型景観／自然地域景観形成計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然緑地</li> <li>・臨海海浜</li> <li>・田園集落</li> </ul> <p>7 環境型景観／都市軸景観形成計画</p> <p>7-1 河川軸景観形成計画</p> <p>7-2 道路軸景観形成計画</p> <p>8 環境型景観／市街地地区</p> <p>8-1 公園緑地景観形成計画</p> <p>8-2 住宅地景観形成計画</p> <p>8-3 商業業務地景観形成計画</p> <p>8-4 工業地景観形成計画</p> <p>8-5 港湾地景観形成計画</p> | <p>第2章 景観類型別の景観形成計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画 第I部の3「都市景観の類型と景観資源」を移行</li> <li>・類型別の区分けおよび重点エリア(軸)については「神戸市景観形成方針（H26）」に従って構成</li> </ul> <p>2-1 眺望型景観</p> <p>(1) 見晴らし型</p> <p>(2) 見通し型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広範な広がりを持つ「見晴らし型」と、道路などから臨む「見通し型」に大別</li> <li>・その他、ランドマーク等の「シンボル型」と、視点が移動する「見えかかれ型」を付加</li> <li>※ 「神戸らしい眺望景観の形成について（S21答申）」より</li> </ul> <p>2-2 環境型景観</p> <p>2-2-1 自然地域景観</p> <p>(1) みどりのゾーン</p> <p>(2) 田園のゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づく「農村景観基本計画（H12）」が、臨海海浜を除く自然地域の地域別計画として位置づけられている</li> <li>・「臨海海浜」は「ウォーターフロント」に統合</li> </ul> <p>2-2-2 都市軸景観</p> <p>(1) 河川軸</p> <p>(2) 道路軸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点軸として、「地域文化軸」を追加</li> </ul> <p>2-2-3 市街地地区景観</p> <p>(1) 公園緑地</p> <p>(2) 住宅地</p> <p>(3) 商業業務地</p> <p>(4) 工業地</p> <p>(5) ウォーターフロント</p> <p>(6) 歴史的拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点エリアとして、「山麓住宅地」を追加</li> <li>・重点エリアとして、「交流拠点」を追加</li> <li>・工業系の港湾地は工業地に代表させる</li> <li>・工業系以外の「港湾地」と自然地域の「臨海海浜」を統合して「ウォーターフロント」とする</li> <li>重点エリアとして、「自然海浜系」「人工海浜系」「漁港」「運河」を追加</li> <li>・景観形成方針の「歴史的拠点」を追加 「酒造地域」「異人館街」「兵庫津」「有馬」</li> <li>※ 「歴史的拠点」= 時代を経て蓄積された特徴あるまちなみ景観</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域の類型をすべて位置付けるが、景観形成の実現については、他の制度や計画等に委ねることもあり、その方策については、関連制度や計画も含め、第3章で示す</li> <li>・神戸らしい眺望景観50選.10選については、眺望型景観の中で示す</li> <li>・茅葺民家については、田園のゾーンで言及していく</li> <li>・類型でひとくくりではなく、景観的に重点を置く部分を出し、考え方を示すことは重要</li> </ul>  |

| 現 行                               | 更新の方向性と構成案   | 主な意見等   |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>第Ⅲ部 都市景観形成基本計画の運用と整備施策</p>     | <p>第3章 都市景観形成の具体化方策</p> <p>《前提》景観構成要素は多種多様、人の営み（情景）もその一つ<br/>→ 多種多様な主体・方策を総合的に組み合わせて景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区別景観形成計画は景観法による景観計画として位置づける</li> <li>・ 市民主体の景観まちづくりの項目を新たに設ける</li> <li>・ 公共空間の多様化を踏まえて記述を拡充する</li> </ul>   |   |
| <p>9 都市景観形成基本計画の運用</p>            | <p>3-1 地区別景観形成計画</p>   |   |
| <p>1 都市景観の形成のためのプログラム</p>         |  |   |
| <p>2 景観整備地区と景観整備拠点の設定</p>         | <p>3-1-1 地区別景観形成計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画に基づき、地区別景観形成計画（ローカルプラン）および実施計画を策定し、地区の特性に応じた取組みを進める</li> <li>・ 「各区の顔づくり」「面的・線の・点的指定」「二段階指定」などの考え方も取り入れる</li> <li>・ 現行の「整備地区・拠点の設定」については景観計画の「重点地域および重点地区」の記述に移行</li> <li>・ 現行の「地区別計画の内容と構成」については、景観計画に従うことになるので、ここでの記述は省く</li> </ul>  |   |
| <p>3 地区別景観形成計画（ローカルプラン）の内容と構成</p> | <p>3-1-2 運用方策</p> <p>(1) 景観法と景観条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法と景観条例の一体的な活用が重要</li> <li>・ 景観法と景観条例の役割分担について</li> </ul> <p>(2) 事前協議・届出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出制度を景観法に一本化し、条例では事前協議制度を受け持つ</li> </ul> <p>(3) 関連制度・計画との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法・景観条例のみで景観形成を図るものではなく、さまざまな部門の多様な法令・制度を活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例は、法の委任規定を定めることと、法に規定されていない内容を補完すること、の大きく2つの役割がある。法と条例の役割分担は明確にする</li> <li>・ デザイン協議制度は事前協議＝規制誘導の方策に位置付けられているが、それだけでなく、事業者とともによい街をつくるという理念も示したい</li> </ul>             |
| <p>10 整備手法と推進方策</p>               | <p>3-2 市民主体の景観まちづくりの推進</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民という言葉だけで主体の多様性を表わすことができるか</li> </ul>   |
| <p>1 景観形成のための整備手法</p>             | <p>3-2-1 わがまち空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民主体で、身近な範囲の都市空間で「わがまち空間づくり」を進め、それが地元発意のローカルプランとして上位計画とも結びついていくような取組みを進めていく</li> <li>・ まちづくり条例に基づく「まちづくり提案」との連携</li> </ul>   |   |
| <p>2 公共空間の環境整備と景観形成の推進方策</p>      | <p>3-2-2 景観まちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者によるさまざまな活動が増えており、計画的なものであるかどうかによらず、それぞれの活動に合わせた支援を行う</li> <li>・ 他分野の地域活動との連携・一体化</li> </ul>  |   |
| <p>3 その他の推進方策</p>                 | <p>3-3 景観形成方策の多面的展開</p>  |   |
| <p></p>                           | <p>3-3-1 景観資源の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観資源のさらなる発掘と保全・活用の充実</li> </ul>   |   |
| <p></p>                           | <p>3-3-2 公共空間の景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共空間の概念が多様化（例：オープンカフェ、パークレット等）</li> <li>・ パブリック／プライベートの都市空間の領域構成それぞれがさらに豊かな空間となることを希求</li> <li>・ さらなるデザインの高質化へ誘導</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の基本計画にも書かれている通り、都市空間は市民共有＝公共のものであること、景観は所有により区切られる問題ではなく、見る人、利用する人すべてのものであり、私的な空間も共有のものになることをきちんと示す</li> <li>・ 公共空間の概念が多様化していることも踏まえ、「公共空間」という言葉を変えたほうがよい</li> </ul> |
| <p></p>                           | <p>3-3-3 屋外広告物の景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物行政と都市景観行政の役割分担</li> </ul>  |   |
| <p></p>                           | <p>3-3-4 緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有地の緑の保全・活用、「緑の基本計画」との連携、「神戸らしい緑化ガイドライン（H30）」等</li> </ul>  |   |
| <p></p>                           | <p>3-3-5 その他の推進方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行6項目の再構成・・・（例えば）福祉・防災施策との連携・調整</li> <li>・ 神戸市都市デザイン賞などを追加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少問題や環境の視点、流動的な景観への対応など、今の時代の大きな課題を記載すべき</li> </ul>  |